

## 交通局債権に係る遅延損害金及び延滞金徴収事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、法令、川崎市債権管理条例（平成25年川崎市条例第42号）、川崎市交通局債権管理規程（平成26年交通局規程第6号。以下「規程」という。）その他別に定めるもののほか、交通局の私債権に係る遅延損害金（以下「遅延損害金」という。）及び公債権に係る延滞金（以下「延滞金」という。）の徴収に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(遅延損害金の徴収)

第2条 遅延損害金は、私債権について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第171条の規定により督促をしたときは徴収するものとする。

2 前項の遅延損害金は、当該督促に係る私債権の額が2,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、私債権の額（1,000円未満の額がある場合は、その額を除いた額）に民法第404条で規定する法定利率を乗じて計算した額とする。この場合において、私債権の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る遅延損害金の計算の基礎となる額は、その納付があった私債権の額を控除した額とする。

3 前項の規定により計算した遅延損害金の額に100円未満の額がある場合は、その額は徴収しない。

4 第2項の規定により計算した遅延損害金の額が1,000円未満である場合は、その額は徴収しない。

5 第2項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても

、365日当たりの割合とする。

(延滞金の免除)

第3条 規程第21条第2項第3号に規定する局長が別に定める場合のうち、督促状に指定する期限までに使用料その他徴収金を完納した場合その他局長が特に認める場合には、延滞金を免除する。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月4日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱第3条の規定は、平成27年4月1日以後に発生した使用料その他徴収金について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。